

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（広島市）

(工事担当課長用)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 現場閉所による週休２日（４週８休以上）に取り組んだ。（注） ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他（理由： （注）週休２日（４週８休以上）が達成出来た場合の評価方法 1. 下記評価項目に☒ ☒ 現場閉所による週休２日（４週８休以上）に取り組んだ。 2. このことのみをもって a 評価としない。（ただし、他の項目で評価されるものがあり、総合的に判断して a 評価となることを拒むものではない。）				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他（理由： ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（広島市）

(工 事 担 当 課 長 用)						
考 査 項 目	細 別	a	a ’	b	b ’	c
6．社会性等	I．地域への貢献等	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない
		●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a ’、b、b ’、c 評価を行う。				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（広島市）

(工事担当課長用)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																					
8. 法令遵守等 I. 法令遵守等	(1) 指名停止等の措置があった場合 <table><tr><th>措 置 内 容</th><th>点数（1）</th></tr><tr><td>☐ 1.指名停止 3 ヶ月以上</td><td>－ 20 点</td></tr><tr><td>☐ 2.指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満</td><td>－ 15 点</td></tr><tr><td>☐ 3.指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満</td><td>－ 13 点</td></tr><tr><td>☐ 4.指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満</td><td>－ 10 点</td></tr><tr><td>☐ 5.文書注意</td><td>－ 8 点</td></tr><tr><td>☐ 6.口頭注意</td><td>－ 5 点</td></tr><tr><td>☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の措置が行われなかった場合</td><td>－ 3 点</td></tr><tr><td>☐ 8.その他 理由： </td><td>－ 点</td></tr><tr><td>☐ 9.項目該当なし</td><td></td></tr></table> ① 本審査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 複数の指名停止等の措置があった場合の採点方法は「広島市請負工事成績評定要領実施細目」別紙による。 【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第 4 条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15.受注者が社会保険等未加入業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による。） 16.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の措置がなかった場合の減点の適応は、工事担当課長が受注者に対し注意が必要な事案であると判断し、文書（工事打合簿等を含む）で注意した場合とする。（重大な災害につながる恐れがあった場合、複数回のヒューマンエラー等）		措 置 内 容	点数（1）	☐ 1.指名停止 3 ヶ月以上	－ 20 点	☐ 2.指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 15 点	☐ 3.指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 13 点	☐ 4.指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 10 点	☐ 5.文書注意	－ 8 点	☐ 6.口頭注意	－ 5 点	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の措置が行われなかった場合	－ 3 点	☐ 8.その他 理由：	－ 点	☐ 9.項目該当なし	
	措 置 内 容	点数（1）																				
☐ 1.指名停止 3 ヶ月以上	－ 20 点																					
☐ 2.指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 15 点																					
☐ 3.指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 13 点																					
☐ 4.指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 10 点																					
☐ 5.文書注意	－ 8 点																					
☐ 6.口頭注意	－ 5 点																					
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の措置が行われなかった場合	－ 3 点																					
☐ 8.その他 理由：	－ 点																					
☐ 9.項目該当なし																						
	（該当項目があった場合は記入すること） 法令遵守等 計 ー 点																					

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（広島市）

（工事担当課長用）

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表		
８．法令遵守等 Ⅱ．評価内容等の担保	（１）総合評価落札方式による技術資料の内容について履行の確認ができなかった場合		
	内容及び採点方法	計算式	点数（２）
	技術資料の内容について履行が確認できなかった場合、履行の確認ができなかった施工上の課題毎に減点する。ただし、受注者の責によるものに限る。	－８点×施工上の課題数	－８点×_____課題＝－_____点
	☐左記項目該当なし		
	① 本評価項目（８．法令遵守等）で評価する事例は、総合評価落札方式による契約において、受注者より提出された技術資料の内容について、履行が確認できなかった場合に適用する。		
	② 施工上の課題毎の減点とは、１つの施工上の課題に対して、複数の技術的所見が提出され、このうち１つでも履行の確認ができない場合は、その施工上の課題毎に、工事成績評定（法令遵守等）の項目から８点を減点するものである。		
	③ 減点対象となる履行が確認できない場合とは、受注者の責によるものに限る。		
	④ 上記措置の事例は、「簡易型」を適用した工事について記載している。「標準型」を適用する場合は、措置事例の記載について「施工上の課題」を「技術提案及び施工計画の評価内容」に読みかえ、「技術的所見」を「技術提案及び施工計画」に読みかえる。		
	⑤ 落札候補者決定資料において加点評価を受けた評価内容について、履行の確認できなかった場合は、「施工上の課題」を「評価内容」に読みかえ、その評価内容毎に工事成績評定（法令遵守等）の項目から８点を減点するものである。（事例：主任（監理）技術者の資格、広島市内企業の活用状況など）		
	（２）混合入札に参加する単体企業が入札参加条件（地元下請率５０％以上）を遵守できなかった場合		
項 目	地元下請率	点数（３）	
☐ 故意ではないが、遵守できなかった場合	☐ １. 地元下請率 ０％以上４０％未満 または文書注意	－８点	
	☐ ２. 地元下請率４０％以上４５％未満 または口頭注意	－５点	
	☐ ３. 地元下請率４５％以上５０％未満	－３点	
☐ 受注者の責めによらない理由で遵守できなかった場合		０点	
※ 地元下請率とは、地元業者の一次下請の合計請負金額を元請の請負金額で除した率のことである。			
※ 混合入札とは、広島市建設工事共同企業体競争入札取扱要綱第１３条の２で規定する入札のことである。			
① 本評価項目（８．法令遵守等）で評価する事例は、混合入札に参加する単体企業が入札参加条件（地元下請率５０％以上）を遵守できなかった場合のうち、故意ではないが、遵守できなかった場合に適用する。			
② 本評価に関連して文書注意または口頭注意の措置がとられた場合は、減点の大きい方を選択する。			
③ 正当な理由がなく、故意に遵守しなかったことにより、指名停止等の措置があった場合は、（１）指名停止等の措置の適応事例「１. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。」に該当し、措置内容に応じて評価する。			
④ 受注者の責めによらない理由で遵守できなかった場合は減点しない。			
（３）入札参加条件（市内本店業者を下請業者とすること）を遵守できなかった場合			
項 目	点数（４）		
☐ 故意ではないが、遵守できなかった場合	－８点		
☐ プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情があり、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」を提出し、発注者が正当な理由であると認めた場合 又は、受注者の責めによらない理由で遵守できなかった場合	０点		
☐左記項目該当なし			
① 本評価項目（８．法令遵守等）で評価する事例は、入札参加条件（市内本店業者を下請業者とすること）を遵守できなかった場合のうち、故意ではないが、遵守できなかった場合に適用する。			
② 正当な理由がなく、故意に遵守しなかったことにより、指名停止等の措置があった場合は、（１）指名停止等の措置の適応事例「１. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。」に該当し、措置内容に応じて評価する。			
③ 受注者が入札時又は契約後、下請発注予定のうちプラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情があり、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」を提出し、発注者が正当な理由であると認めた場合には減点しない。			
（該当項目があった場合は記入すること） 法令遵守等			
計 ー _____ 点	（１） _____ 点＋ 点数（２） _____ 点＋ 点数（３） _____ 点		